

【新設】(4 対象会計年度の意義)

18-1-6 法第82条第4号(定義)の「各対象会計年度の直前の4対象会計年度」は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める対象会計年度をいう。

(1) 各対象会計年度前の対象会計年度の数が3である場合 その3の対象会計年度

(2) 各対象会計年度前の対象会計年度の数が2である場合 その2の対象会計年度

(注) 同条第3号に規定する多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度前の対象会計年度の数^①が1であるもの又は各対象会計年度前の対象会計年度がないものは、令第155条の6第4項第1号(特定多国籍企業グループ等の範囲)に掲げる対象多国籍企業グループ等に該当しないことに留意する。

【解説】

- 1 令和5年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた(法6の2)。
- 2 本制度の対象範囲を決定する「特定多国籍企業グループ等」とは、多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度において、その総収入金額が7億5,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるもの(以下「対象多国籍企業グループ等」という。)をいい(法82四)、また、多国籍企業グループ等がグループ結合又はグループ分離により組織されていた場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める多国籍企業グループ等も特定多国籍企業グループ等に該当することとされている(令155の6③)。
 - (1) 多国籍企業グループ等の各対象会計年度(以下「判定対象会計年度」という。)の直前の4対象会計年度のうち最も古い対象会計年度開始の日からその判定対象会計年度終了の日までの間にその多国籍企業グループ等に係るグループ結合があった場合 そのグループ結合に係る被支配企業グループ等のそのグループ結合の日以前に終了した各会計年度の総収入金額がその各会計年度に対応するその多国籍企業グループ等の対象会計年度における総収入金額に含まれるものとした場合に対象多国籍企業グループ等に該当することとなるもの
 - (2) 多国籍企業グループ等の判定対象会計年度がその多国籍企業グループ等に係るグループ分離があった日後最初に終了する対象会計年度である場合 その多国籍企業グループ等のうち、判定対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるもの
 - (3) 多国籍企業グループ等の判定対象会計年度がその多国籍企業グループ等に係るグループ分離があった日後最初に終了する対象会計年度

後の3対象会計年度のいずれかである場合 その多国籍企業グループ等のうち、その最初に終了する対象会計年度から判定対象会計年度までの各対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるもの

3 上記2の「各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度において、その総収入金額が7億5,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上である」かどうかの判定を行うに当たり、判定対象会計年度前の対象会計年度の数が4未満である場合における「各対象会計年度の直前の4対象会計年度」は、その4未満の数に応じた対象会計年度となる。例えば、判定対象会計年度前の対象会計年度の数が3である場合には、「各対象会計年度の直前の4対象会計年度」は、各対象会計年度の直前の3対象会計年度となるのであるから、その判定に当たっては、各対象会計年度の直前の3対象会計年度のうち2以上の対象会計年度において、その総収入金額が7億5,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるかどうかを判定することとなり、判定対象会計年度前の対象会計年度の数2である場合についても同様である。本通達の本文では、このことを念のため明らかにしている。

4 また、法人税法第82条第3号に規定する多国籍企業グループ等のうち、判定対象会計年度前の対象会計年度の数1であるもの又は判定対象会計年度前の対象会計年度がないものの「各対象会計年度の直前の4対象会計年度」は必ず2以上の対象会計年度がないこととなるため、対象多国籍企業グループ等に該当しないこととなる。本通達の注書では、このことを留意的に明らかにしている。

なお、多国籍企業グループ等がグループ結合又はグループ分離により組織されていた場合には、判定対象会計年度前の対象会計年度の数1の場合又は判定対象会計年度前の対象会計年度がない場合でも、特定多国籍企業グループ等に該当する場合があります。ことに留意する必要があります。